

意見書案第5号

**ICT 利活用による地域活性化とふるさとテレワークの
推進を求める意見書**

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成 27 年 9 月 30 日

羽 曳 野 市 議 会

議 長 花 川 雅 昭 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

笠 原 由美子

若 林 信 一

吉 田 恭 輔

田 仲 基 一

林 義 和

松 村 尚 子

ICT 利活用による地域活性化とふるさとテレワークの 推進を求める意見書

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の 40.7%が、地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在しています。

その問題点を解決し、「地方への人の流れをつくる」には、地方においても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つ ICT（情報通信技術）の利活用が不可欠です。また、ICT 環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になります。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、なかでも Wi-Fi 環境の整備が必要になります。よって以下の事項について要望します。

記

1. ICT 環境の充実には、Wi-Fi 環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線 LAN 環境の整備促進を図ること。
2. 平成 27 年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
3. テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともにセミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。
4. 上記の実施に際し、労働時間管理を厳格に行い、「サービス残業」にならないようにし、時間外労働には割増賃金の支払いを行わせること。また、「事業場外みなし労働時間制」を適用する場合には、実態に見合った「みなし労働時間」を設定すること。在宅テレワークの「情報加工」については、最低工賃の設定や最低賃金法を適用すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 30 日

大阪府羽曳野市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
地方創生担当大臣

各あて